

求人者・求職者のみなさまへ

取り扱い職種の範囲等の明示について

事業所名

株式会社プロット

株式会社プロットは、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者（許可番号20-ユ-300354）です。

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

◆取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

取扱業務の範囲は、職業安定法に定められた全職種（港湾運送業務と建設業務を除く）です。

取扱地域は、国内です。

◆手数料に関する事項

求職のみなさまからご負担いただく手数料は一切ありません。

求人者または関係雇用主のみなさまにつきましては、以下の手数料表の範囲内において求人者または関係雇用主と合意した金額とし、契約書、覚書等に定めるものとします

◆求人者情報及び個人情報の取扱に関する事項

求人者情報の取扱者は、人材事業部の職員です。

求人者情報及び個人情報取扱責任者は職業紹介責任者の代表取締役立木孝俊です。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

収集した個人情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供する際に使用します。

個人情報に関して当該情報の本人からの情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験等、客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。また、訂正の請求があった場合に、客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正いたします。

◆苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の代表取締役立木孝俊です。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関および他の職業紹介事業者と連携を図りつつ迅速かつ適切に処理します。

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により求人者が採用した求職者が入社後、一定期間内に求職者本人の責により解雇に該当した場合、または求職者本人の都合により退職した場合（ただし、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職を除く）、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還するものとします。

入社後1か月以内に退職した場合	受領した手数料の50%
入社後3か月以内に退職した場合	受領した手数料の30%

ただし、返戻金制度は有料職業紹介基本契約書により別の定めをする場合があります。

業務の運営に関する規程

第1条 (求人)

- 1 当社は、日本国内の全職種に関する求人の申込みを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間などの労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。
- 2 求人は、求人者またはその代理人が所定の書式によりお申込みください。直接来社できないときは、電話または電子メールにてお問い合わせください。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ書面の交付または電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付または電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらのこと以外の方法により明示してください。

第2条 (求職)

- 1 当社は、日本国内の全職種に関する求職の申込みを受理します。ただし、その申込み内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職は、本人が所定の書式によりお申込みください。直接来社できないときは、事前に、電話または電子メールにてお問い合わせください。

第3条 (紹介)

- 1 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう責任を持って紹介に努めます。
- 2 求人者には、その希望に適合する求職者を紹介できるよう責任を持って努めます。
- 3 紹介に際しては、求職者に、従事すべき業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を、あらかじめ所定の求人票または希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ所定の求人票または電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめこれらのこと以外の方法により明示します。
- 4 求職者を求人者に紹介する場合は、所定の推薦状にて紹介手続きを行います。
- 5 いたん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業または作業所閉鎖の行われている間は、求人者に紹介を行いません。
- 7 就職が決定した際には、求人者から別表の手数料表に基づき紹介手数料を申し受けます。

第4条 (その他)

- 1 当社は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、職業紹介事業に係る苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対応します。
- 2 雇用関係が成立したときには、求人者、求職者双方から当社にご連絡ください。また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様にご連絡ください。なお、当所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6ヶ月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社にご連絡ください。
- 3 当社は、求職者または求人者から知り得た個人情報を、個人情報適正管理規定に基づき適正に取り扱います。
- 4 当社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示または誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が当該情報が正確、最新でないことを確認

した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者または求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認するまたは当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

- 5 当社は、求職者または求人者に対し、その申込みの受理、面接、相談・助言、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切行いません。
- 6 当社の取扱い職種の範囲等は、国内・全職種です。
- 7 当社の業務運営に関する規定はおおむね以上のとおりですが、当社の職業紹介事業はすべて職業安定法、通達及び関係法令に基づいて運営しますので、不明な点は担当者にお問い合わせください。

2025年10月1日

事業所名称 株式会社プロット
事業所所在地 長野県上高井郡小布施町雁田605

個人情報適正管理規程

- 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者立木孝俊とする。
- 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う 1 に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも 5 年に 1 回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
- また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者立木孝俊とする。

2025年10月1日

事業所名称 株式会社プロット
事業所所在地 長野県上高井郡小布施町雁田605

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者		
求人を受け付ける時の事務費用	0円		
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（労働条件通知書等に記載されている額）の 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。	
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（労働条件通知書等に記載されている額）の 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。	
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金	1,000,000円	
	成功報酬	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（労働条件通知書等に記載されている額）の 手数料負担者は <u>求人者</u> とします。	
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬	当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（労働条件通知書等に記載されている額）の 手数料負担者は <u>関係雇用主</u> とします。	

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。

※上記手数料は上限であり、別途求人者と契約書・覚書等で定める手数料が優先されます。

2025年10月1日

事業所名称 株式会社プロット
事業所所在地 長野県上高井郡小布施町雁田605